

深川市子ども・子育て審議会条例

昭和53年3月28日

条例第12号

深川市児童福祉審議会条例（昭和53年深川市条例第12号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童福祉及び子ども・子育て支援に係る施策に関する事項を調査審議するため、深川市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく審議会としてその権限に属する事項を調査審議するほか、市長が必要と認める事項について答申又は意見を具申するものとする。

2 審議会は前項に規定する事項に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

（組織及び委員）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童の福祉その他子どもに関する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。

3 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第4条 審議会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、最初の審議会は市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務を行うため、幹事及び書記を置く。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年6月26日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月16日条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月15日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月19日条例第18号)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の深川市児童福祉審議会条例第3条の委員である者は、改正後の深川市子ども・子育て審議会条例第3条の規定により委嘱された委員とみなす。